

意見書討論 … 松尾 孝議員(伏見区選出)	1 頁～
意見書・請願に対する各党の態度	4 頁～
新常任・特別委員の構成、正・副委員長選出の「申し入れ」	6 頁～

意見書討論

- 6月27日、6月議会閉会本会議での日本共産党・松尾孝府議の意見書討論の内容を紹介します。

日本共産党京都府会議員団の松尾孝でございます。団を代表しまして、わが党議員団提出の「侵略戦争を美化する教科書の検定「合格」の取り消しを求める意見書(案)」、「地方交付税の削減に反対する意見書(案)」、「地方バス路線の維持・確保に関する意見書(案)」、ならびに自民党府会議員団ほか四党派提出の「地方生活バス路線の確保に関する意見書(案)」に賛成、「地方分権のいっそうの推進を求める意見書(案)」に反対の討論を行います。

先ず「侵略戦争を美化する教科書の検定「合格」の取り消しを求める意見書(案)」についてであります。

来年四月から、中学校で使用される教科書の検定で、文部科学省が「新しい歴史教科書をつくる会」編集の「歴史」「公民」教科書を、「合格」としたことに、国内外から強い批判が巻き起こっています。そもそも、この教科書は「歴史」で百三十七項目、「公民」で九十九項目もの修正を求められたうえで「合格」となったものですが、歴史学研究会、歴史教育者協議会など二十一の学会が、「検定後もなお五十六箇所の誤りがある」と指摘しています。このような教科書はかつてありませんでした。

つくる会の西尾代表が、検定修正後も、「考え方そのものは残っている」としているように、本質的には、その内容は全くかわっていません。太平洋戦争を「大東亜戦争」とよび、「アジアの人々を勇気付けた」、「アジア諸国が独立を早める一つのきっかけになった」と記述するなど、アジア侵略への無反省と美化の立場を変えず、「韓国併合」「南京大虐殺」などの侵略と加害の事実を蓋をし、その上、侵略戦争を支えた軍国主義教育のシンボルである「教育勅語」を全文掲載する等は、現憲法の本質と全く相いれないも

のであります。

日本国憲法は、日本が再び侵略戦争をしないという国際的宣言であり、国際公約でもあります。政府は国際公約を守る当然の責務があります。また、教育基本法は、世界の平和と人類の福祉に貢献し、真理と平和を希求する人間の育成を掲げ、憲法の理念に沿った戦後教育の基本を定めました。

「つくる会」の歴史教科書はこれを真っ向から否定し、憲法と教育基本法の理念、原則を敵視するものであり、二十一世紀をになう子供たちの教科書に値しないことはあきらかです。

いま、アジアの情勢は大きく変わり、平和への道が前進しています。こうしたときこそ、国際的な相互理解と健全な歴史認識・国際認識の育成が今まで以上に重要となっているのではないのでしょうか。教科書の検定「合格」は、アジアのこの流れに反し、アジア各国の信頼をそこない、国際的な孤立を招くものにほかなりません。

このような教科書は、検定「合格」取り消し以外にありません。政府のすみやかな検定「合格」取り消しを求めるわが党の意見書（案）にぜひご賛同ください。

つぎに、地方交付税の削減に反対する意見書（案）についてです。

来年度予算編成をめぐって、塩川財務大臣が、基準財政需要額を1兆円減額する考えを示したのをはじめ、地方交付税総額の不足を理由に地方交付税の削減がすすめられようとしています。昨日閣議決定された「経済財政運営の基本方針」にも、地方への財源移譲など制度改革とからませながら、「事業費補正」、「段階補正」の縮小など地方交付税の削減を盛り込んでいますが、地方交付税は地方固有の財産であり、国の都合で一方向的に削減する事は許されるものではありません。

そもそも、地方交付税法は、地方交付税総額が不足した場合、税率を引き上げるなど国の責任で不足額を負担するよう、定めているのですから、削減など、到底認められるものではありません。地方交付税総額が膨らんだ責任は政府にあります。大型公共事業中心の景気対策に地方を動員するために、地方債の元利償還金について、地方交付税で後年度措置するという、いわゆる「有利な起債」論で地方債の発行を誘導したために、地方の借金が膨らみ、基準財政需要額が膨らんだものであります。責任論からしても、地方交付税の削減は認められません。また、今年度予算では、財源不足を理由に、地方に赤字地方債を発行させ、元利償還金は全額、地方交付税で後年度措置するとしていますが、このようなごまかしも許されるものではありません。地方自治を守る立場から、国の一方向的な地方交付税削減に反対する意見書への賛同をお願いします。

つぎに、地方バス路線の維持・確保に関する意見書（案）についてです。

昨年四月、道路運送法が改正され来年二月から施行されます。これに伴い補助制度も改正されました。法改正はバス事業の需給調整の廃止であり、どのバス路線に参入するのも、また廃止するのも事業者の一方向的判断で可能となります。補助制度改正も「広域的幹線的路線」だけを対象とし、それ以外はすべて自治体に責任を持たせようというも

のであります。今日まで府や市町村は民間バス援助、代替バス運行など、生活交通の確保に精一杯努力してきました。しかし、年々国の補助制度が縮小される中で、負担は増大の一途をたどっています。国がいつその支援強化をすべきところを、逆に道路運送法の改悪で、過疎地域のバス路線の廃止を加速させ、さらに補助制度の改悪で、国の財政負担は削減し、いつその負担を地方に押し付けようというのです。市町村の負担はもはや限界です。このままでは、過疎地域のバス路線は維持・確保ができません。バス路線の廃止は過疎化に拍車をかけるものです。どんな過疎地域に住む住民に対しても、移動の自由を保障することは国と自治体の共同の責務です。高齢者や子どもたちの足を守り、農村の崩壊を食い止めるためにも、過疎地域におけるバス路線を確保しなければなりません。道路運送法の改悪と補助制度の改悪を撤回し、国のいつその支援を求める意見書（案）に賛同を求めるものであります。

自民党ほか、四会派提出の「地方生活バス路線の確保に関する意見書」（案）についてですが、路線廃止に一定の歯止めをかけること、補助対象範囲の拡大など運用改善をはかることは当然であり賛成であります。しかし、運用改善だけで解決できるものではありません。法改正、制度改正の枠内にとどまらず、その撤回を求めているのがわが党の提案であります。

最後に「地方分権の一層の推進を求める意見書」（案）についてであります。

地方分権の一層の推進をはかることは当然であり、その際、税財源の移譲、補助金・負担金の整理合理化など地方税財源の充実、確保が必要なことは言うまでもありません。しかし、その一つとして法人事業税の外形標準課税の早期導入を求めていることには同意できません。中小法人等への配慮を強調しても、中小企業に大打撃を与えるものであり反対です。

また、意見書（案）は市町村合併への支援を求めています。いますすめられている合併計画は地方交付税の削減をねらい、アメとムチで上からの合併を促進しようとするものであり、一時の支援策などでつぐなえるものではありません。自主的合併をいくら強調しても結局は国の計画の流れ、構造改革の枠内です。本意見書案には反対です。

いま小泉内閣が進めようとしている構造改革は、大倒産、大失業をまねく銀行の不良債権処理問題に典型的に示されているように、国民に新たな痛みを押しつけるものであることは明らかです。二信金破綻に加え、不良債権処理が京都経済に新たな困難をもたらすことに関係者の懸念が高まっていますが、京都経済の再建をはかり、府民の暮らしを守るためにも、このような改革にはきっぱり反対すべきです。

また、いま述べました市町村合併の押しつけ、地方バス路線の問題もこの改革の一環であり、府内市町村の発展、過疎地域を含む「均衡ある発展」のためにも、その撤回を強く求めるものです。

以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

6月定例会提出の意見書、請願について

- 6月27日の閉会本会議で、他会派提案の意見書(案)2件とわが党提案の意見書(案)3件が提出され、他会派提案のものは採択、わが党提案のものは他会派の反対で不採択となりました。

意見書案の内容	提案	結果	共産	自民	府民	公明	新政
侵略戦争を美化する教科書の検定「合格」の取り消しを求める意見書	共産	×	○	×	×	×	×
地方交付税の削減に反対する意見書	共産	×	○	×	×	×	×
地方バス路線の維持・確保に関する意見書	共産	×	○	×	×	×	×
地方生活バス路線の確保に関する意見書	与党 4会派	○	○	○	○	○	○
地方分権のいっそうの推進を求める意見書	与党 4会派	○	×	○	○	○	○

- 6月定例会府議会に提出された請願は6件で、うちわが党紹介は5件、他会派紹介は1件でした。わが党紹介の5件はいずれも他会派の反対で「不採択」、与党会派紹介の請願は採決にふされず「継続」扱いとなりました。

請願内容	請願者	紹介議員	結果	共産	自民	府民	公明	新政
阪急西京極駅前の葬儀場建設問題に関する請願	阪急葬儀場建設問題対策協議会 会長	与党 4会派	継続	—	—	—	—	—
教科書採択に関する請願4件	新婦人京都府本部会長、京都母連代表、京商連会長、上京・中京・下京各料飲理事長	共産	×	○	×	×	×	×

地方自治、地方財政 の確立に関する請願	京都自治労連執 行委員長	共産	×	○	×	×	×	×
------------------------	-----------------	----	---	---	---	---	---	---

● 6月11日、6月定例会冒頭に全会派提案・全会一致で「京都議定書」発効のための国際合意の実現に関する意見書が採択されました。

「京都議定書」発効のための国際合意の実現に関する意見書(案)

COP6(気候変動枠組条約第6回締約国会議)再開会合が7月16日からドイツのボンで開催されるが、本会合は、地球温暖化防止京都会議で採択された「京都議定書」のルールを協議する大変重要な会議である。

大気中の温室効果ガスの濃度はかつてないレベルにまで高まっており、地球と人類の持続的発展のために早急な地球温暖化防止の取組が求められている。

平成9年のCOP3では、厳しい交渉の末、地球温暖化防止への第一歩となる歴史的な「京都議定書」が採択された。我々は、京都の名を冠したこの「京都議定書」が早期に発効し世界が協調して地球温暖化防止に取り組むことを強く願っている。

このため、地域においても、住民、事業者、行政等あらゆる主体の取組の促進に努めているが、地球温暖化防止のための国際的ルールの確立は、これらの取組を大きく進展させるために極めて重要であり、早急に実現されることを切に望むものである。

しかしながら、このほど世界最大の温室効果ガス排出国である米国が「京都議定書」から離脱することを表明したことは、国際社会がこれまで積み上げてきた努力を大きく後退させるものであり、大変遺憾である。

よって、国におかれては、地球温暖化の進行を確実に食い止めるため、率先した批准と国内制度の構築に努められるとともに、COP6再開会合等の国際交渉において、「京都議定書」の2002年発効を目指して、米国をはじめ世界各国に対して強力なリーダーシップを発揮し、国際合意に到達するよう働きかけることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月11日

衆議院議長 綿貫民輔殿
参議院議長 井上 袴殿
内閣総理大臣 小泉純一郎殿
外務大臣 田中眞紀子殿
経済産業大臣 平沼赴夫殿
国土交通大臣 扇 千景殿
環境大臣 川口順子殿

新常任・特別委員会の構成、正・副委員長選出についての申し入れ

● 6月定例会で新しい常任委員・特別委員会の構成が決まりました。紹介いたします。また、わが党は、改選を前にして、18日に議長あてに「申し入れ」(別記)をおこない、議会を構成する各会派から正・副委員長を選出するように求めましたが、今回、その一部が実現し、防災・水資源対策特別委員会の副委員長に高橋進議員が選出されました。

◎常任委員会

総務	厚生労働	文教	農林商工	建設	警察
梅木紀秀	前窪義由紀	島田敬子	松尾 孝	高橋昭三	三双順子
新井 進	岩田隆夫	三木一弘	高橋 進	西山秀尚	荘司泰男
	光永敦彦	太田勝祐		上坂愛子	

◎特別委員会

広域交通	環境	地域・文化振興	防災・水資源	地方分権	少子・高齢化
岩田隆夫	太田勝祐	三木一弘	○高橋 進	新井 進	上坂愛子
荘司泰男	三双順子	高橋昭三	西山秀尚	松尾 孝	島田敬子
	前窪義由紀	光永敦彦		梅木紀秀	

(ただし、○印は特別委員会・副委員長)

京都府議会議長 小牧 誠一郎 殿

常任・特別委員会の正・副委員長選出についての申し入れ

2001年6月18日 日本共産党京都府会議員団

団長 西山 秀尚

本定例会において、常任・特別委員会委員の改選が予定されている。

正・副議長をはじめ議会の運営にかかわる役職については、与野党の立場を問わず、民主的で、活発な議会運営をすすめる重要な役割を担っている。

そのためにも、委員会運営を担う、常任・特別委員会の正・副委員長の選出にあたっ

ては、議会を構成するすべての会派から、対等・平等に、委員会運営に参画できるように選出することが、当然である。

ところが、この間、正・副議長のみならず、常任・特別委員会の正・副委員長の選出にあたっては、わが会派を排除し、与党会派による独占が続いている。これは、議会の民主的運営の土台を踏みにじるもので、認められるものではなく、直ちに改善すべきである。

よって、今回の常任・特別委員会の正・副委員長の選出にあたっては、府議会を構成する各会派が、参画できるものとするよう、改めて申し入れるものである。